

# 地域雇用開発促進法の見直し

○ 地域差を是正するため、雇用情勢が特に悪い地域と、雇用創造に向けた意欲が高い地域に支援を重点化

・ 現在の4つの地域類型を2つに再編

- ・ 雇用情勢が特に悪い地域 ← 事業主に対して助成金を支給
- ・ 雇用創造に向けた意欲が高い地域 ← 地域の協議会(市町村、経済団体等で構成)に事業を委託(委託費を支給)

<現行>

<改正後>

<p><b>雇用機会増大促進地域</b> (雇用情勢が厳しい地域)</p> <p>事業所の設置整備に伴う雇入れ助成</p>	<p><b>求職活動援助地域</b> (情報のミスマッチが存在する地域)</p> <p>地元事業主団体への委託事業</p>
<p><b>能力開発就職促進地域</b> (能力のミスマッチが存在する地域)</p> <p>能力開発助成</p>	<p><b>高度技能活用雇用安定地域</b> (高度技能労働者を雇用する事業所が集積する地域)</p> <p>高度技能労働者の受入れ助成</p>

